

## 固定資産税・都市計画税非課税申請書

(公道から公道へ通り抜けができる路地状敷地 (旗竿地) 道路)

下記の土地所在地について、現況地目を公衆用道路として取り扱われたく申請いたします。  
署名にあたり、以下の内容を遵守します。

- ・ 道路部分に、通行を妨げる私物の設置をしません。
- ・ 通行を禁止する表示物を設置せず、通行の制限を行いません。
- ・ 制限なく誰もが通行できることや、補修等の維持管理に関する取り決めを所有者全員で定め、所有者の変更があった場合も同様の内容を継続します。

公衆用道路の取り扱いを受けようとする土地の所在地及び所有者署名 (公道から公道につながる全ての道路部分の所在地の記入が必要になります) ※上記の遵守内容を確認のうえご記入ください。	
道路部分の土地所在地	所有者署名
1 豊田市 ○○町1丁目1-2	豊田 太郎
2 豊田市 ○○町1丁目2-2	豊田 花子
3 豊田市 ○○町1丁目3-2	豊田 一郎
4 豊田市 ○○町1丁目4-2	豊田 良子
5 豊田市	
6 豊田市	
7 豊田市	
8 豊田市	
豊田市長様	
令和 ○年 △月 □日	
申請者	
住所	豊田市○○町1丁目1-2
氏名	豊田 太郎
電話番号	090-1234-5678

## 備考

- 1 土地所在地及び署名欄が不足する場合は裏面をご利用ください。共有所有の場合は、代表者の方が署名してください。
- 2 申請をいただいた翌1月1日を基準日とし、その翌年度から固定資産税・都市計画税が変更となります。
- 3 所有者及び関係者以外の通行を制限する看板等の設置や道路部分への私物の設置等による通行の妨げとなる行為が確認できた場合は、申請のあったすべての土地の公衆用道路の取り扱いを取り消します。
- 4 申請内容について、後日連絡させて頂く場合があります。

道路部分の土地所在地	所有者署名
9 豊田市	
10 豊田市	
11 豊田市	
12 豊田市	
13 豊田市	
14 豊田市	
15 豊田市	
16 豊田市	
17 豊田市	
18 豊田市	
19 豊田市	
20 豊田市	